

健康福祉委員会

令和4年2月25日・28日

福祉部 資料 97 番

所管 障害福祉課

大田区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

1 対象とする条例

大田区心身障害者福祉手当条例（昭和48年10月20日 条例第38号）

2 改正理由

障害者総合支援法等によるサービスが充実してきたこと、国及び東京都並びに他区の手当が所得基準超過者には支給しないことを踏まえ、今後も持続可能な制度とするために全ての支給区分に所得基準を適用する。

また、東京都の条例を基本とする本制度について、東京都内における制度の継続性を確保する必要があるため。

3 改正内容（案）

新旧対照表のとおり（別紙）

4 施行予定年月日

令和4年4月1日

付則

改正後の所得基準は、令和4年8月以後の分の手当から適用し、同年7月以前の月分については、なお従前の例による。